

令和 7 年第 1 回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 3 月 3 日（月）午前 9 時 0 0 分
- 2 開催場所 三種町役場 第 2 会議室
- 3 出席委員 田村 明、飯塚 巧作、木村 信悦、櫻庭 一則
- 4 欠 席 者
- 5 事 務 局 書記長 三浦 保
書 記 宮田 孝志郎、檜森 大樹、三浦 徹斗

- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 報告第 1 号 三種町選挙管理委員会委員の退職及び委員の補欠について
 - 議案第 1 号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 2 号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 2 号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 3 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について
 - 報告第 4 号 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について
 - 議案第 3 号 選挙人名簿の移替えの延期について（知事選）
 - 議案第 4 号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（知事選）
 - 議案第 5 号 投票所を定めることについて（知事選）
 - 議案第 6 号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて（知事選）
 - 議案第 7 号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（知事選）
 - 議案第 8 号 移動期日前投票所の開閉時刻について（知事選）
 - 議案第 9 号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（知事選）
 - 議案第 1 0 号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（知事選）
 - 議案第 1 1 号 期日前立会人の選任について（知事選）
 - 議案第 1 2 号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を決めるくじの日時及び場所を定めることについて（知事選）
 - 議案第 1 3 号 開票の日時及び場所を定めることについて（知事選）
 - 議案第 1 4 号 開票管理者及びその職務代理者の選任について（知事選）
 - 議案第 1 5 号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定める

ことについて（知事選）

議案第16号 在外選挙人名簿に登録することについて

議案第17号 令和7時登録日を定めることについて（知事選）

午前9時00分

三浦書記長 定刻になりましたので、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから令和7年第1回三種町選挙管理委員会を開催いたします。

事前に皆様にもお伝えしておりますが、加賀谷得子委員が2月末をもって退職されることになりました。加賀谷委員には平成26年から約11年にわたり選挙管理委員として、町の選挙事務の適正な執行と円滑な運営にご尽力いただきました。誠にありがとうございました。

本日は加賀谷委員の退職に伴い新たにご就任いただきました櫻庭一則委員に出席いただいておりますので、初めに私の方から委員の皆さんと事務局の紹介を行いまして、その後櫻庭さんから自己紹介を兼ねて御挨拶いただきたいと思います。

それでは私の方から、委員の皆さんと事務局を紹介したいと思います。

初めに、木村信悦委員長です

木村委員長 木村です。よろしくお願いします。

三浦書記長 続いて、田村明委員です。

田村委員 田村です。よろしくお願いします。

三浦書記長 同じく、飯塚巧作委員です。

飯塚委員 飯塚です。よろしくお願いします。

三浦書記長 では、事務局を紹介します。事務局は総務課の職員が書記となっております。初めに行政系の宮田主査です。

宮田書記 よろしく申し上げます。

三浦書記長 同じく行政系の檜森主査です。

檜森書記 よろしく申し上げます。

三浦書記長 同じく行政系の三浦主事です。

三浦書記 よろしく申し上げます。

三浦書記長 そして、私が総務課長の三浦と申します。よろしくお願いします

す。

三浦書記長 そして、本日から就任となります、櫻庭一則委員です。新たに就任となりました櫻庭委員より一言あいさつをお願いします。

櫻庭委員 おはようございます。選挙管理委員会の任については、右も左もわからないので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いします。事務局の方々もよろしくお願いいたします。

三浦書記長 ありがとうございました。それでは、木村委員長からあいさつをいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願いします。申し訳ありませんが、私は議会の関係により退席させていただきます。

木村委員長 年を越したと思いましたら、早速秋田県知事選挙ということで委員の皆さんには大変ご難儀をお掛けします。事務局の皆様はミス等ないよう準備をお願いいたします。

本日は、3月定時登録関係と秋田県知事選挙関係の議案となっていますのでご審議の程よろしくお願いします。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、田村委員と飯塚委員をお願いいたします。

それでは、案件の報告第1号「三種町選挙管理委員会委員の退職及び委員の補欠について」事務局から説明をお願いします。

檜森書記 報告第1号について御説明します。三種町選挙管理委員会委員である加賀谷得子氏より、令和6年12月2日付けで辞職願の提出がございました。地方自治法第185条第2項の規定により、委員が退職しようとするときは委員長の承認を得となっておりますので、これを受理いたしまして、令和7年2月28日をもって委員の退職を承認する旨を木村委員長の名前で通知しております。

これにより、委員に欠員が生じたことから、補充員の中から補充順位に従って、3月1日付けで櫻庭一則氏を補欠しております。なお、会議終了後に、町議会議長あての通知と、県選管への報告及び、告示を行います。

櫻庭委員の任期につきましては、法令の規定により前任者の残任期間である令和8年6月14日までとなります。

木村委員長 加賀谷委員が一身上の都合で退職されたということで、櫻庭委員にはその残任期間ですけれども、頑張っていたいただきたいと思います。

ますので、どうかよろしくお願いします。

報告第1号については皆さんよろしいでしょうか。

それでは、定時登録関係に入っていきます。議案第1号「選挙人名簿に登録することについて」事務局から説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第1号ですが、3月定時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

前回の12月定時登録の後に、18歳に達した者及び転入から3箇月を経過した18歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は1と2に記載しています。

1の新有権者登録は、平成18年12月3日から平成18年3月2日までに生まれた方が対象で、人数は、男10人、女20人、計30人です。

2の転入登録は、令和6年9月2日から令和6年12月1日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男29人、女19人、計48人です。

よって、3月定時登録における登録者総数は、男39人、女39人、合計78人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁から3頁に記載しております。

説明は以上です。

木村委員長

はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

～質問があれば質疑応答～

(「特にありません。」の声有り。)

それでは名簿のとおり登録ということで、議案第1号は原案どおり決定します。次に、議案第2号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第2号は、3月定時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

前回の12月定時登録の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は1と2に記載しております。

1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和6年12月1日から令和7年2月28日までの方が対象で、人数は、男47人、女59人、計106人です。

2の転出抹消者は、令和6年8月1日から令和6年10月31日までに町から転出した方が対象で、人数は、男20人、女25人、計45人です。

よって、3月定時登録における抹消者総数は、男67人、女84人、合計151人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の4～6頁、転出抹消は7～8頁に記載しております。説明は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

～質問があれば質疑応答～

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第2号を原案どおり決定し、名簿のとおり抹消することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第2号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

檜森書記 はい。報告第2号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

前回の定時登録では、11月30日までの町内転居に係る移替えを報告しておりますので、今回の報告の対象は、12月1日から2月28日までに町内転居された方です。人数は、男15人、女31人、計46人です。

対象者については、別冊名簿の9～11頁に掲載しております。報告は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

～質問があれば質疑応答～

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、報告第2号は以上といたし

ます。続きまして、報告第3号「選挙権を有する者の50分の1の数について」と、報告第4号「選挙権を有する者の3分の1の数について」は関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

檜森書記

はい。報告第3号は有権者の50分の1の数を、報告第4号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案6頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。初めに、有権者数になりますが、前回の登録者に新規登録78人を加え、抹消151人を引いた12,856人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、7頁に記載のとおり258となり、3で除した数は、8頁に記載のとおり4,286となります。

報告は以上です。

木村委員長

はい。報告第3号、第4号について、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第3号、第4号については、以上といたします。続きまして、県知事選関係の議案に入ります。議案第3号「選挙人名簿の移替えの延期について」、説明をお願いします。

檜森書記

議案第3号につきましては、4月6日に執行される知事選の準備作業のため、町内転居による選挙区の移替えを延期したいので、その期間を定めることについて、お諮りするものでございます。

延期の期間は、3月1日から4月6日までとしたいと考えております。本日会議終了後、2月28日の住基の異動完了後の情報を元に入場券作成処理を行う予定としておりますので、翌3月1日から選挙が執行されるまでの間について、投票区の移替えを延期するものですので、よろしく申し上げます。

なお、入場券については、3月12日に郵便局へ差し出し、19日までに発送完了を目標にしております。

説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第3号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第4号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第4号は、知事選におけるポスター掲示場の設置場所について、お諮りするものです。

琴丘地区41箇所、山本地区42箇所、八竜地区32箇所、計115箇所設置したいと考えております。設置箇所は別紙に記載のとおりで、有権者数の減少に伴い昨年の衆院選の116箇所から1減となりますが、法定数どおりの数となっております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

木村委員長 一減はどちらの投票区でしょうか
事務局 鹿渡南投票区となります。有権者数が1,000人を切りましたので。

田村委員 掲示場の場所を移動して欲しいと要望はあるものか。

事務局 あります。その際は随時移動しております。

櫻庭委員 私の住んでいるところは幹線道路より離れています。袋小路となっていて、掲示板がありません。掲示板がない等の意見はないでしょうか。

事務局 特にありません。立てないで欲しいといわれた際は、近場で候補地を探し立てている。

他にご意見等無いようですので、議案第4号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第5号「投票所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第5号は、知事選における投票所について、お諮りするものでございます。

投票所として使用したい場所は議案の15頁に記載のとおりです。前回選挙から変更はございません。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第5号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第6号「投票所の閉鎖時刻について」、説明をお願いします。

檜森書記

議案第6号は、知事選における投票所の閉鎖時刻を繰り上げることについて、お諮りするものでございます。

投票所の閉鎖時刻は、公職選挙法第40条第1項の規定により、午後8時とされていますが、選挙人の投票に支障を来さない認められる特別の事情のある場合は、同項ただし書の規定により閉鎖時刻を繰り上げることが認められております。

閉鎖時刻の繰上げは従前の選挙から実施しており、今回の知事選についても、同様に実施したいと考えております。事前の広報活動と期日前投票の浸透により投票機会を十分確保できることから、選挙人の投票に支障を来すことはない判断しております。

各投票所の具体的な閉鎖時刻は、議案16頁に記載のとおりです。上岩川投票所は午後6時までで、それ以外の投票所は午後7時までとしたいと考えております。これは、従前の選挙と同じ取扱いとなっております。説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第6号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第7号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記

議案第7号は、知事選における期日前投票所と不在者投票所の場所、時間についてお諮りするものです。

議案17頁、18頁に記載のとおり、期日前投票所の場所は、従前どおりの琴丘地域拠点センター、山本地域拠点センター、八竜農村環境改善センターの3箇所に加え、移動期日前投票所を3地区に設置します。期間と時間ですが、通常の期日前投票所が3月21日～4月5日、午前8時30分から午後8時までで、移動期日前投票所は4月5日だけの開設とし、各施設2時間ずつを予

定しております。

また、不在者投票所は、選挙管理委員会事務室に設置することとし、期間は３月２１日～４月５日まで、時間は午前８時３０分から午後８時までとします。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

飯塚委員 移動期日前について、現在の箇所数で問題は無いか。

事務局 前回の選挙より廃止となった投票区に設置している。

他にご意見等無いようですので、議案第７号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第８号「移動期日前投票所の開閉時刻について」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第８号は、知事選における移動期日前投票所の開閉時刻の繰り下げ、繰り上げについて、お諮りするものでございます。

移動期日前投票所の開閉時刻も、投票所と同様に公職選挙法第４０条第１項の規定を準用し午前８時３０分から午後８時とされていますが、先ほどの議案第７号のとおり各施設２時間ずつ巡回する形をとりますので、午前９時３０分に開始し、午後５時３０分に閉鎖となります。従って、議案１９頁に記載のとおり開始時刻を１時間繰り下げ、閉鎖時刻を２時間３０分繰り上げとしたいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

櫻庭委員 投票所を移動する際の投票箱の安全確保は十分か。

事務局 移動時は車で移動し、箱車ともに施錠している。投票が全て終了してから、選管へ輸送している。

他にご意見等無いようですので、議案第８号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第９号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第９号ですが、病院等での不在者投票や、身体障害者手帳等をお持ちの方の郵便投票に関し、投票用紙等の郵便による発送を開始する日を定めることについてお諮りするものでございます。

開始する日は、これまでの選挙と同様、公示日の２日前である

3月18日としたいと考えております。同日以前に不在者投票の請求があった場合は、18日に投票用紙を発送し、それ以降に請求があった場合は、速やかに投票用紙を発送します。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第9号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第10号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について」、議案第11号「期日前投票立会人の選任について」、関連がありますので一括して上程します。説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第10号は、知事選の期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第11号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

期日前投票管理者及び職務代理者は22頁、期日前投票立会人は24頁から26頁までに記載の者に選任したいと考えております。

なお、移動期日前投票所の選任職につきましては、次回の選挙管理委員会にて当日の投票所の選任職と併せて上程いたしたいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

木村委員長 今回から新たに選任された方はいるか。

事務局 八竜地区の立会人で1名おります。

他にご意見等無いようですので、議案第10号及び11号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第12号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第12号は、知事選の投票所の氏名掲示の順序を決めるくじの施行についてお諮りするものです。

立候補届出が20日の午後5時までですので、時間は午後5時30分から、場所は選管事務室で、くじを実施したいと考えてお

ります。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第１２号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第１３号「開票の日時及び場所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第１３号は、知事選の開票の日時と場所について、お諮りするものです。開票日は、即日開票ということで４月６日とし、午後７時までに全ての投票所が閉鎖となりますので、開票の開始時刻については午後８時からとしたいと考えております。また、場所については従前のとおり三種町八竜体育館としたいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第１３号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第１４号「開票管理者及びその職務代理者の選任について」、お諮りします。

議案第１４号のうち「開票管理者の選任」については、私に係る議題となるわけですが、この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参与することができません。「開票管理者の選任」に限り、議長を職務代理の田村委員にお願いしたいと思います。田村委員、よろしいでしょうか。

田村委員 はい。

木村委員長 それでは、皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。
（「異議無し」の声有り。）

木村委員長 ご異議無いようですので、田村委員に議長をお願いします。

田村委員 それでは、議長として議事進行させていただきます。

議案第１４号のうち「開票管理者の選任について」を議題としますので、木村委員長は一旦退席をお願いします。

（木村委員長退席）

田村委員 事務局から説明をお願いします。

檜森書記 議案第１４号は、開票管理者とその職務代理者の選任についてお諮りするものです。

開票管理者については、従前の例ですと委員長をお願いしておりますので、今回の選挙についても、木村委員長に選任したいと考えておりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

田村委員 議案第１４号のうち「開票管理者の選任」について、ご異議等ございませんか。

（「ありません」の声有り。）

田村委員 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定いたします。

議案第１４号のうち「開票管理者の選任」に関する議案は終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。木村委員長は席にお戻り下さい。

（木村委員長着席）

木村委員長 田村委員、ご苦勞様でした。

それでは、次に、議案第１４号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は一旦退席をお願いします。

（田村委員退席）

木村委員長 事務局から説明をお願いします。

檜森書記 開票管理者の職務代理者については、従前の例ですと委員長の職務代理者を充てております。今回についても、従前の通り田村委員に選任したいと考えております。

木村委員長 委員長の職務代理者である田村委員を開票管理者の職務代理者に選任するということで、皆様よろしいでしょうか。

（「はい」の声有り。）

木村委員長 ご異議無いようですので、議案第１４号は以上のとおり決定いたします。田村委員は席にお戻り下さい。

（田村委員着席）

木村委員長 続きまして、議案第１５号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第１５号は、開票立会人を定めるくじの施行についてお諮りするものです。

公職選挙法第６２条第２項の規定により、開票立会人は１０人

までとされています。また、同条第4項の規定により、同一政党から2人までとされており、これらの人数制限を超える届出があった場合は、開票立会人を定めるためにくじを行う必要がございます。

開票立会人の届出は、選挙の期日前3日までとされており、今回の場合は4月3日木曜日の午後5時までとなりますので、くじの日時は同日の午後5時30分に、場所は選挙管理委員会事務室で実施したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第15号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第16号「在外選挙人名簿に登録することについて」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第16号は、在外選挙人名簿に登録することについてお諮りするものです。

公職選挙法第30条の6第1項の規定により、在外選挙人名簿に登録申請をした方が、町の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅延なく在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。

今回1名の方から登録申請があり、最終住所地と本籍地を確認しましたところ、三種町の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、登録しようとするものでございます。

今回の登録により、女性2名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

～質問があれば質疑応答～

（「特にありません。」の声有り。）

はい。ご意見等無いようですので、議案第16号を原案どおり決定いたします。次が本日最後の案件となります。議案第17号「令和7年6月の定時登録日を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第17号について御説明いたします。次の定時登録があります6月1日が日曜日となっております。定時登録につきましては、公職選挙法の定めにより1日が休日に当たる場合、1日又は直後の休日以外の日に登録することとされています。

ですので、6月の定時登録についても、2日月曜日を登録日に定めたいというものでございます。説明は以上です。

木村委員長 はい、6月1日が日曜日にあたりますので、2日月曜日を定時登録日としたいという事ですが、皆さんよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

では、議案第17号は原案どおり決定いたします。本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4その他」ですが、事務局の方から何かありますか。

檜森書記 はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。

(資料に基づき説明)

今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

特に無いようですので、これで令和7年第1回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前10時16分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____